

Topic 26

米国コネチカット州の VCP

- 1) こんなところです
- 2) コネチカット州の VCP

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。今週はコネチカット州にスポットを当ててブラウンフィールド再開発をみてみます。

1) こんなところです

コネチカット州は、北にマサチューセッツ州、東にロードアイランド州、西にニューヨーク州が接していて、南にはロングアイランドサウンドと呼ばれる入江が大西洋に続いている、そんなところです。総人口は約 350 万人、人口密度は約 240 人/k m² (2003 年)。1788 年 1 月 9 日に米国へ加入しました。

マサチューセッツ州同様、コネチカット州からも多くの「初！」が誕生しています。例えば、米国初の保険会社設立、新聞の出版、公共図書館、ロースクール、缶きり、公衆電話、人工心臓など、私たちがあたりまえに利用しているものからハイテク機器まで様々なモノがこの地で誕生し、国内、海外へと広まっています。日本の街なかで見かけるサブウェイサンドウィッチもコネチカット生まれです。ファーストフードにしては野菜が適当に取れるということで「ヘルシー」なイメージを売りにしているようですね。このビジネスは 1965 年創業開始。いまでは 80 カ国以上に店舗があります。米国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアでの店舗数はマクドナルドよりも多いとか。この成長ぶりは米国の企業家に向けた雑誌に何度も取り上げられています。

2) コネチカット州の VCP

コネチカット州におけるブラウンフィールド再開発の取り組みは 1992 年に始まりました。州は、ブラウンフィールド再開発促進のため、州法や規制の開発に熱心なようです。この州の VCP はコネチカット州環境保護局廃棄物管理部修復改善課 (CTDEP) によって管理・運営されており、以下の 3 つのプログラムから構成されています。

- ① アーバンサイト修復改善プログラム：このプログラムは 2 つの場合を扱っています。ひとつ目は、汚染サイト所有者が浄化費用を負担できる場合で、州の環境保護局が環境浄化計画を精査して問題がないことを確認した上で、自主的に浄化を進めることができます。もうひとつは、対象汚染サイトに再開発する十分な価値があるのだけでも、汚染責任者がなんらかの理由で自主浄化できない場合です。州の経済開発局が浄化を実施してデベロッパーにリー

スマまたは売却します。どちらの場合にも、汚染調査や浄化に利用できるファンドが用意されています。

- ② プロパティ トランスファー（不動産取引）プログラム：汚染された土地を取引する際に特化したプログラム。このプログラム登録認定者は、州の環境保護局が認定している環境プロフェッショナルを利用して、浄化対策を進めることが出来ます。今後の土地利用目的に見合う浄化スタンダードが用いられ、土地利用制限と組み合わせた対策が実施されます。
- ③ 自主的修復改善プログラム：州の「有害廃棄物処分場」のリストに掲載されている汚染サイト、及び州の環境保護局が指定している地下水汚染があるサイトに特化したプログラムです。プログラム登録希望者は、\$2,000 の支払いと、対象サイトの環境調査報告書を環境保護局へ提出することを義務付けられています。その情報をもとに環境保護局がプログラムの利用を認めた場合、州が斡旋する環境プロフェッショナルを利用して、浄化対策を進めることが出来ます。②同様、今後のサイトの利用目的に見合っている浄化スタンダードが用いられ、土地利用制限と組み合わせた対策が実施されます。

こうやって3つのプログラムをみると、コネチカット州ではリスクベース浄化スタンダードに基づいて浄化活動が行われていることがわかります。登録者は、プログラムに従って浄化活動を問題なく遂行できた暁に「Covenant Not to Sue（不起訴契約）」を獲得することが出来るのですが、ここで1つ注意が必要です。それは、州から獲得した不起訴契約は、連邦が定める環境責任をカバーしていないということです。つまり、州でOKといわれても連邦からダメといわれてしまうケースが起りかねない。この点については、州も連邦も今後どのようにしていくべきかを検討しています。

Topic21～26にかけてニューイングランド地方6州のVCPをご紹介します。米国環境保護庁（EPA）は、この地域を「第1地区（Region 1）」と名づけて管轄しています。日本も道州制が議論されていますが、このRegionと州のVCPの関係は気になるところです。来週はそのあたりを見てみましょう。

Thanks God It' s Friday & Happy Ohina-sama!

Thanks God It' s Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし (banno@ers-co.jp)

Nickname -- 「合衆国憲法の州」 「茶色い石の州」 「ナツメグの州」 「Blue Law の州」 （最後の2つはあまり良い意味ではないようです。コネチカット州の人はずるい？）

事例紹介 -Hartford（ハートフォード）：コネチカット州の州都であるハートフォード市。重工産業が1986年以降どんどん州を離れ、この市では土地の30%は何の生産もしない場所になって行ったそうです。そのなかで、かつては塗料工場、廃業後は廃タイヤやドラム缶の山があちこちに積まれた地区に学校がありました。連邦や自治体からの金銭的支援を受けながら調査を進めたところ、ひどい鉛の土壤汚染があることがわかりましたが、これを学校の生徒たちが浄化したというのです。生徒たちが地面に植えたのはカラシナ（Indian Mustard）。植物が育つときに根から水分と一緒に土壤中の鉛を吸い上げる、これを「ファイトレメディエーション」と呼びます。現在、この地区は、運動場、散策道、コミュニティーの庭園となっています。（参考：<http://www.epa.gov/swerosps/bf/success/hartford.pdf>）